

青森県下水道施設指定管理者の公募に係る質問と回答

（回答日：令和7年8月18日）

岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の指定管理者の公募に係る質問と回答です。

なお、回答については、変更する場合がありますので、回答日にてご確認ください。

質問1

施設名	岩木川流域下水道
書類等	業務水準書 3ページ
表題	記述の異なる内容について
質問	<p>募集要項 業務水準書の遵守基準値と縦覧図書 協定書（案）の基準値に記述の異なる内容がございます。また、協定書（案）では、（１）（２）とも「遵守基準」との記述があり、各表で基準値が異なっております。</p> <p>つきましては、取扱いについてご回答をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全 排ガス基準値
回答	<p>排ガス基準値（SO_x）は、基本協定書（案）に記載している「※1 大気汚染防止法施行規則第3条に基づき算出した値」が正しいものとし、業務水準書の記載を修正します。なお、業務水準書に記載したK値は、上記※1の算出に当たって適用するK値を指しております。</p>

質問2

施設名	馬淵川流域下水道
書類等	業務水準書 3ページ
表題	記述の異なる内容について
質問	<p>募集要項 業務水準書の遵守基準値と縦覧図書 協定書（案）の基準値に記述の異なる内容がございます。</p> <p>つきましては、取扱いについてご回答をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 放流水質 BOD基準値 ・3 環境保全 排ガス基準値
回答	<p>BOD基準値は、業務水準書に記載している「15mg/l以下」が正しいものとし、基本協定書（案）の記載を修正します。</p> <p>排ガス基準値（SO_x）は、基本協定書（案）に記載している「※1 大気汚染防止法施行規則第3条に基づき算出した値」が正しいものとし、業務水準書の記載を修正します。なお、業務水準書に記載したK値は、上記※1の算出に当たって適用するK値を指しております。</p>

質問3

施設名	岩木川流域下水道
書類等	協定書（案）
表題	リスク分担について
質問	物価変動に係るリスク分担について、甲乙が負担者となっております。乙（指定管理者）が費用負担すべき物価変動の範囲など、その考え方についてご教示をお願いします。
施設名	馬淵川流域下水道
書類等	協定書（案）
表題	リスク分担について
質問	物価変動に係るリスク分担について、甲乙が負担者となっております。乙（指定管理者）が費用負担すべき物価変動の範囲など、その考え方についてご教示をお願いします。
施設名	十和田湖特定環境保全公共下水道
書類等	協定書（案）
表題	リスク分担について
質問	物価変動に係るリスク分担について、甲乙が負担者となっております。乙（指定管理者）が費用負担すべき物価変動の範囲など、その考え方についてご教示をお願いします。
回答	青森県発注工事における建設工事請負契約書第25条（賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の変更）の規定を準用し、当初提案額（変動前委託料）と変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託料に相当する額（変動後委託料）との差額のうち、変動前委託料の1000分の15については乙（指定管理者）の負担とし、これを超える額について、甲（青森県）の負担額を協議により決定します。